

**東京大学産学協創推進本部スタートアップ推進部
特任専門員（特定有期雇用教職員） 募集要項**

職名及び人数	特任専門員 1名
契約期間	なるべく早い採用日 ～ 2026年3月31日
更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とし、以後更新しない。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	産学協創推進本部（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 研究シーズの特徴を活かすメンタリングによる事業化推進及びスタートアップ創出支援：研究シーズを発掘し、そのシーズの研究者に伴走して、シーズに合った事業化に向けてメンタリングを行い、事業化を推進します。さらに、スタートアップの創出へと繋がるよう支援を行います。・ ビジネスプラン構築を含む実践的なアントレプレナーシップ教育及び起業家育成の実施：研究者向けに毎年行っている、事業アイデアをビジネスプランまで練り上げて仮説検証も行うアントレプレナーシップ教育を担当し、海外大学での研修も実施して起業家を育成します。・ 上記活動における国内及び海外大学・機関との緊密な連携及びエコシステムの構築：上記活動に向けて、国内外の大学、アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、事業会社等との連携を行い、アントレプレナーシップ教育からスタートアップ創出・育成が効果的に連動する仕組みを構築します。 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
就業時間	標準的な就業日・時間は週5日（月曜日～金曜日）9:00～17:45（12:00～13:00
休日	休憩）。土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は原則休日。 ただし、管理職相当のため始業・終業の時刻、休憩時間、休日等の就業上の規定は適用されない。
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、管理職手当相当額及び業績・成果手当を含め月額55万円～80万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円/月まで）
加入保険等	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
応募資格	【必須要件】 <ul style="list-style-type: none">1) アントレプレナーシップ、スタートアップに関する知見2) 高い英語力（英語でのプレゼンテーション、交渉ができる）3) 発明者である研究者との伴走力（研究者に寄り添い、ともに伴走して、研究シーズの事業化を構想できる） 【歓迎要件】 <ul style="list-style-type: none">1) 新規事業企画・推進の経験2) ディープテック領域での事業開発経験3) スタートアップ起業・育成支援の経験
提出書類	1) 東大様式の履歴書

※本学指定様式は、以下の URL からダウンロードのうえ作成すること

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

2) 職務経歴書 1部 (A4で2頁以内)

3) 志望動機 1部 (A4で2頁以内)

提出方法 提出書類に氏名を並記したものを各ファイルの名称とし、以下の URL にアップロードしてください。(※履歴書の自筆署名欄は空欄とする。)

https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/s/msteams_c9111c/Em7yaaFlaNVNsuisMAcMlxQB UoaYUD8kLlMkehEsOCc8Sg

※4～5日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

応募締切 2025年2月28日(金)必着

※ただし上記締切前であっても、応募状況により募集終了を早める場合がある。

17. 選考方法 第一次選考 書類選考

第二次選考 面接選考

※日時ならびに面接方法は第一次選考通過者に別途連絡、複数回の面接を実施する場合があります。

問い合わせ先 東京大学産学連携法務部産学連携推進課総務企画チーム 志賀(しが)

TEL: 03-5841-1479 E-mail: sangaku-jinji@duc.r.u-tokyo.ac.jp

募集者名称 国立大学法人東京大学

受動喫煙防止 敷地内禁煙(屋外に喫煙所あり)

措置の状況

留意事項

- ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
- ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。